

議案第20号

シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料) 第6条 センターの使用料は、次に掲げる表のとおりとする。		(使用料) 第6条 センターの使用料は、次に掲げる表のとおりとする。	
項目	金額	項目	金額
施設使用料	月額 204,050円	施設使用料	月額 200,340円
機器使用料	月額 178,200円	機器使用料	月額 174,960円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のシーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

